令和６年度　インターネット投票利用実態調査研究業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、令和６年度　インターネット投票利用実態調査研究業務委託の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

2. 業務の概要

(1)　業務の名称

令和６年度　インターネット投票利用実態調査研究業務

(2)　業務の内容

令和６年度　インターネット投票利用実態調査研究業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3)　契約の期間

契約締結の日から令和７年３月 31 日まで

(4)　予定価格

8,800,000 円（消費税および地方消費税（10％）を含む。）

3. 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2)　滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

(3)　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4)　滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：「役務」　　中分類：「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577　大津市京町四丁目 1-1　TEL：077-528-4314

4. 説明会の開催

説明会は開催しない。

5. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)の書類（以下、企画提案書等という）を作成し、提出すること。なお、1 者につき 1 提案とする。

⑴　公募型プロポーザル応募申込書 １部
別添（様式２）により提出すること。

⑵　業務全体の企画提案書
ア　企画提案書の形式は、A4 サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。
イ　企画提案書のページ数は、記載項目内容を含めて10ページ以内とする（表紙は除く）。
ウ　企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。
エ　企画提案書には、次の内容を記載すること。
㈠　企画内容の骨子
㈡　具体的な内容（以下の内容を盛り込むこと）
a　仕様書の３（１）で実施するデータ分析の方針、分析結果の表示イメージ
b　仕様書の３（２）で実施する調査対象ごとのヒアリング予定箇所数
c　仕様書の３（２）で実施する調査対象ごとのヒアリング項目（案）
d　仕様書の３（２）で実施するヒアリング調査結果からみえる現状、課題、ニーズ等の把握、分析の方針（案）
e　仕様書の３（３）で調査する文献の選定方針
f　仕様書の３（４）で実施する検討委員会を効率的に実施するための工夫
g　その他業務全体を通して工夫する点
㈢　事業実施スケジュール
㈣　業務執行体制
㈤　類似事業の取組実績（ある場合のみ記載）

⑶　経費見積書
概算価格には、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。
また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

⑷　提出部数
企画提案書および概算価格の提出部数は、正本１部、副本４部とする。正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。
なお、副本４部には、審査の公正を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。

⑸　その他　（該当する場合）
ア　「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し
イ　次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

ウ　滋賀県女性活躍推進企業の認定を受けている場合には同認証書（県発行）の写し

エ　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定書（労働局発行）の写し

オ　高年齢者雇用確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署に届けをしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

カ　障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書〔事業主控〕の写し

キ　障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、障害者を雇用している旨の申立書

ク　「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には同認定通知書（滋賀県発行）の写し

ケ　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には同認定通知書（労働局発行）の写し

コ　環境マネジメントシステムのうち次のいずれかの登録・認証を受けている場合には、同認定証等の写し

①国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ14001 に適合している旨の認証

②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年９月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録

③特定非営利活動法人ＫＥＳ環境機構の実施するＫＥＳ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6.　企画提案書等に関する質問および回答

(1)　質問受付期限

令和６年５月 17 日（金）12：00 まで受け付ける。

(2)　質問方法

別添(様式１)の「質問票」により FAX またはメールで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。 なお、質問票を提出した場合は必ずその旨を電話で連絡すること。

(3)　質問に対する回答

質問受付期限までに「質問票」で受け付けた質問を全てまとめて、令和６年５月 22 日（水）15：00 を目途に、以下の県ホームページの下記の場所に掲載する。

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougaifukushi/

7.　企画提案書等の提出期限

令和６年５月 28 日（火）17：00 までに下記 11. に示す問合せ先まで持参または郵送すること。

(1) 持参の場合

土・日曜日を除く、９：00 から 17：00 までとする。

(2) 郵送の場合

簡易書留郵便によることとし、令和６年５月 28 日（火）（17：00 必着）までとする。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8. 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査会

滋賀県立精神保健福祉センターおよび関係課の職員から選任した３名の審査委員からなる審査会を設置する。

(2) 審査方法

審査会において、提出のあった企画提案書等について、あらかじめ設定した審査基準に基づき、公平かつ厳正に審査を実施し、合計点数が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。なお、審査会ではプレゼンテーション審査は行わない。

(3) 審査基準等

各審査委員は、下表の審査内容の①～⑦について、「５・３・１」の３段階の絶対評価で点数をつける（５：特に優れている、３：優れている、１：優れていない）。

なお、①～③は評価点を４倍、④～⑦は２倍とする。⑧～⑬については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目につき１点を各審査委員の合計点数に加点する。

審査委員の採点①～⑦および⑧～⑬の加点分を集計し、総合点の最も高い者を当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点が 50 点未満の場合は、契約予定者としない。

項目	審査の視点	配点
企画内容	① 本業務の目的を十分に理解した企画内容が提案となっているか	20
	② ギャンブル依存症の予防や早期発見・早期介入のための効果的な対策の検討に必要となる現状や課題、ニーズ等を把握することを目的として、ギャンブル依存症に関係する多様な主体の意見や認識を十分に把握できるような調査の実施内容となっているか	20
	③ 本県の今後のギャンブル依存症の効果的な対策の検討に資する内容となっているか	20
実現	④ 全体のスケジュールが無理のない具体的な内容となっているか	10

可能性	⑤　業務の実施体制は適切か	10
	⑥　類似事業の取組実績があるか（実績がない場合の配点は０点とする）	10
経済性	⑦　見積価格は適正か	10
社会施策推進面	⑧　「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑨　高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
	⑩　障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ア　障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 イ　障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ウ　「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 エ　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑪　「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑫　環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ア　国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ14001 に適合している旨の認証 イ　一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年９月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ウ　特定非営利活動法人ＫＥＳ環境機構の実施するＫＥＳ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ　一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
県内事業者育成	⑬　県内に本店を有する事業者であるか。	1
合計		106

(4)　審査結果の通知

審査結果は、企画提案書の提出のあった事業者全員に文書で通知する。

(5)　契約の相手方

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容をもとに、滋賀県と業務内容について詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費等について審査会で提案された条件を付したり、変更する場合があるので十分に留意されたい。

なお、協議が整わない場合は、審査会で次点として選定された者と同様の手続きを行う場合がある。

(6) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、審査結果の通知を受けた日から起算して５日以内（土日を除く執務日）に書面（任意の様式）により、「11. 提出先および問合せ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して５日以内（土日を除く執務日）に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

9. 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

(1) 提出期限等に遅れた場合
(2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
(5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10. その他

(1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
(2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる。
(3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
(4) 公募型プロポーザルに要する経費は、全て各事業者負担とする。
(5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
(6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
(7) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
(8) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県に報告を行うものとする。
(9) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。
(10) 委託料の支払は、原則精算払いとする。
(11) 企画提案書等作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報は適正に管理し、情報漏洩や不正使用がないように留意すること。

11. 提出先および問合せ先

滋賀県立精神保健福祉センター（担当：中洌、宮木）

〒525-0072　草津市笠山八丁目４－25

TEL:077-567-5010　FAX:077-566-5370　E-mail:ec10@pref.shiga.lg.jp